

長崎県後期高齢者医療広域連合職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則  
をここに公布する。

令和3年3月1日

長崎県後期高齢者医療広域連合長

田上高久

長崎県後期高齢者医療広域連合規則第1号

長崎県後期高齢者医療広域連合職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する  
規則

長崎県後期高齢者医療広域連合職員の給与の支給に関する規則（平成18年長崎県後  
期高齢者医療広域連合規則第7号）の一部を次のように改正する。

第79条中「52を乗じたもの」の次に「(特に勤務することを命ぜられる者を除き、  
正規の勤務時間においても勤務することを要しない日を定められた第1号会計年度任用  
職員にあっては、当該1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから当該第1号会計  
年度任用職員に定められた1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数に  
7時間45分を乗じて得た数に18を乗じたものを減じたもの)」を加える。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。